

平成29年12月 第4回佐々町議会定例会 会議録（3日目）

1. 招集年月日 平成29年12月19日（火曜日） 午前10時00分
2. 場 所 佐々町役場 3階 議場
3. 開 議 平成29年12月21日（木曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	永安文男君	2	浜野 亘君	3	永田勝美君
4	長谷川忠君	5	阿部 豊君	6	橋本義雄君
7	平田康範君	8	須藤敏規君	9	川副善敬君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄 剛君	副 町 長	大瀬忠昭君	教 育 長	黒川雅孝君
総 務 理 事	迎雄一朗君	総 務 課 長	川内野勉君	企画財政課長	今道晋次君
住民福祉課長	藤永大治君	税 務 課 長	松本孝雄君	保険環境課長	川崎順二君
会 計 管 理 者	内田明文君	建 設 課 長	山本勝憲君	水 道 課 長	橋川貴月君
産業経済課長 兼農業委員会事務局長	大平弘明君	教 育 次 長	水本淳一君		

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	中村義治君	議会事務局長補佐	松本典子君

8. 本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第67号 平成29年度 佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第3 議案第68号 平成29年度 佐々町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第69号 平成29年度 佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第70号 平成29年度 佐々町水道事業会計補正予算（第3号）
- 追加日程第1 議案第71号 町長及び副町長の給与に関する条例等の一部改正の件
- 追加日程第2 議案第72号 職員の給与に関する条例の一部改正の件

追加日程第3 議案第73号 平成29年度 佐々町一般会計補正予算（第5号）  
追加日程第4 議案第74号 平成29年度 佐々町介護保険特別会計補正予算（第3号）  
追加日程第5 議案第75号 平成29年度 佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）  
追加日程第6 議案第76号 平成29年度 佐々町水道事業会計補正予算（第4号）  
日程第6 閉会中の所管事務調査  
閉会

9. 審議の経過  
(10時00分 開議)

— 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）  
おはようございます。本日は、平成29年12月第4回佐々町議会定例会の3日目です。  
本日の出席議員は全員です。  
これより、本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）  
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則規定により2番、浜野亘君、3番、永田勝美君を指名します。  
それでは、3日目は昨日に引き続き、議案の上程から行います。質疑、討論、採決の順で進めます。

— 日程第2 議案第67号 平成29年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） —

議 長（淡田 邦夫 君）  
日程第2、議案第67号 平成29年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。  
執行の説明を求めます。  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第67号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

それでは、議案第67号の説明をさせていただきます。めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入、8款財産収入、補正額、減額2万5,000円、計2万5,000円。1項財産運用収入、補正額、計ともに同額でございます。

9款繰入金、補正額、減額425万2,000円、計9,335万4,000円。1項繰入金、補正額、計ともに同額でございます。

歳入合計、補正額、減額427万7,000円、計17億5,319万3,000円。

続きまして歳出です。1款総務費、補正額10万6,000円、計1,390万4,000円。1項総務管理費、補正額10万6,000円、計1,134万6,000円。

2款保険給付費、補正額214万円、計10億1,454万8,000円。1項療養諸費、補正額159万円、計8億7,633万1,000円。2項高額療養費、補正額55万円、計1億2,931万円。

9款積立金、補正額、減額2万5,000円、計2,929万円。1項積立金、補正額、計ともに同額でございます。

12款予備費、補正額、減額649万8,000円、計209万9,000円。1項予備費、補正額、計ともに同額でございます。

歳出合計、補正額、減額427万7,000円、計17億5,319万3,000円。

続きまして2ページです。歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括については割愛させていただきます。

続きまして、めくっていただきまして、3ページでございます。2歳入、下の段ですが、9款繰入金です。一般会計繰入金の減額425万2,000円です。

続きまして4ページ、歳出です。下のほうの2款1項2目退職被保険者等療養給付費130万円増額。4目退職被保険者等療養費29万円増額。

最後の5ページでございますが、一番上の段の2款2項2目退職被保険者等高額療養費55万円増額。これにつきましては、医療費等の増額見込みによるものでございます。

以上です、よろしく申し上げます。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようですので、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようですので、討論を終わります。

これから、採決を行います。議案第67号 平成29年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第3、議案第68号 平成29年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第68号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（藤永 大治 君）

それでは、1ページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正（保険事業勘定）歳入、1款保険料、補正額900万円、計2億5,060万6,000円。1項介護保険料、補正額、計とも同額です。

2款使用料及び手数料、補正額、減額11万3,000円、計107万4,000円。1項手数料、補正額、計とも同額です。

3款国庫支出金、補正額、減額1,855万2,000円、計2億4,419万9,000円。1項国庫負担金、補正額、減額1,000万円、計1億7,890万4,000円。2項国庫補助金、補正額、減額855万2,000円、計6,529万5,000円。

4款支払基金交付金、補正額、減額1,397万円、計2億9,388万5,000円。1項支払基金交付金、補正額、計とも同額です。

5款県支出金、補正額、減額620万3,000円、計1億6,144万円。1項県負担金、補正額、減額625万6,000円、計1億5,495万円。2項県補助金、補正額5万3,000円、計649万円。

6款繰入金、補正額、減額573万3,000円、計1億5,412万6,000円。1項一般会計繰入金、補正額、減額573万3,000円、計1億5,412万5,000円。

9款財産収入、補正額5,000円、計1万8,000円。1項財産運用収入、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正額、減額3,556万6,000円、計11億6,889万1,000円。

2ページをお願いいたします。歳出、1款総務費、補正額46万9,000円、計1,757万5,000円。3項介護認定審査会費、補正額46万9,000円、計1,061万7,000円。

2款保険給付費、補正額、減額5,000万円、計10億2,724万円。1項介護サービス等諸費、補正額、減額5,000万円、計9億1,654万円。

4款基金積立金、補正額5,000円、計4,316万円。1項基金積立金、補正額、計とも同額です。

5款地域支援事業費、補正額20万6,000円、計4,172万6,000円。1項介護予防・生活支援サービス事業費、補正額3万3,000円、計1,211万4,000円。2項一般介護予防事業費、補正額、減額4万1,000円、計956万1,000円。3項包括的支援事業・任意事業費、補正額21万4,000円、計2,003万1,000円。

8款予備費、補正額1,375万4,000円、計1,869万6,000円。1項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額、減額、3,556万6,000円、計11億6,889万1,000円。

3ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正（サービス事業勘定）。歳入、1款サービス収入、補正額、減額69万8,000円、計169万8,000円。1項予防給付費収入、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正額、減額69万8,000円、計218万円。

歳出、1款事業費、補正額、減額21万1,000円、計215万1,000円。1項包括的支援事業費、補正額、計とも同額です。

2款予備費、補正額、減額48万7,000円、計2万9,000円。1項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額、減額69万8,000円、計218万円。

4ページの事項別明細書総括につきましては、割愛をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。5ページ1目上段、第1目の第1号被保険者保険料、それぞれ特別徴収、普通徴収の保険料で、それぞれ決算見込みによる補正を計上をさせていただいております。

5ページ下段、国庫負担金でございますけれども、こちらは給付費の減に伴います減額の補正になっております。

7ページをお願いいたします。7ページにつきましても、県負担金につきましても、給付費の減に伴うものでございます。

続きまして、歳出です。9ページをお願いいたします。

9ページ中段にあります2目地域密着型介護サービス給付費、減額の5,000万円を計上させていただいておりますけれども、29年3月に町内で開所になりました2施設におきまして、当初の見込みよりも佐々町の被保険者の方の利用が少なかったために、今回減額の補正を計上をさせていただいております。

以上でございます、よろしくをお願いいたします。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

これから、質疑を行います。

3番。

**3 番（永田 勝美 君）**

1点目は、実務的なことですが、1ページの支払基金交付金というのがありますけれども、支払基金交付金が1,397万円減額というふうになっておりますが、支払基金交付金というのは、性格はどういうものなのかということについて教えてください。

金額的には、2点目は給付額が全体としては、保険給付費が5.17%に当たる5,000万円の減額ということになりますが、全体としては保険料収益って言いますか、保険料収入はふえて、町民の負担はふえているけれども、全体としては給付が減額されるという結果になっていると。やや懸念されるのは、全体として介護事業そのものが収縮しているのかというふうに考えるべきなのかということです。

それと、地域密着型施設の入所者が、9ページですね、町内の方が少なく、見込みよりも5,000万円マイナスになったという御説明でしたけれども、おおむねその2施設、地域密着型介護サービスですが、いくつかあると思うんですけども、小規模多機能なのか、その施設の種類について少し説明いただきたいことと、施設の種類と、それから利用の比率ですね、いわゆる町内の方と町外の方が、どういう比率で利用されているのか、わかればこれも教えてください。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（藤永 大治 君）

まず1点目の支払基金交付金につきましては、給付費の28%を負担をしていただくということで、支払基金のほうから歳入があっているものでございます。それから給付費を5,000万減額ということだと、保険料を増額をさせていただいておりますけれども、まず保険料につきましては、当初の見込みよりも見込みがちょっと少な過ぎたということで、それぞれ決算見込みによる補正の計上をさせていただいております。

全体として収縮しているのかということでございますけれども、まず給付費のほうでございますけれども、地域密着型サービスにつきましては、当初、利用人数が7割程度の利用が、佐々町の被保険者の方が利用するのではないかと、当初の見込みを行ってございましたけれども、実績としては、町内の方が4割から5割の方が利用されているということで、結果的にこのサービス給付費の減額につながったというものでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

地域密着型サービスの種類は。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（藤永 大治 君）

地域密着型サービスの種類としまして、本町の方が利用されているのが、まず小規模多機能型居宅介護、それと定期巡回随時対応型訪問介護看護、それと認知症対応型共同生活介護、これが主な種類でございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんか。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようですので、討論を終わります。

これから、採決を行います。議案第68号 平成29年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第4 議案第69号 平成29年度佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第4、議案第69号 平成29年度佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第69号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

1 ページ目をごらんください。第1表歳入歳出予算補正。歳入、2款使用料及び手数料、補正額400万円、計2億7,381万3,000円。1項使用料、補正額400万円、計2億7,381万1,000円。

3款国庫支出金、補正額、減額680万円、計4,860万円。1項国庫補助金、補正額、計ともに同額です。

7款町債、補正額580万円、計6,780万円。1項町債、補正額、計ともに同額です。

歳入合計、補正額300万円、計7億4,378万6,000円。

歳出。1款総務費、補正額、減額182万4,000円、計2億4,012万7,000円。

1款総務管理費、補正額、計ともに同額です。

2款建設費、補正額、減額169万2,000円、計1億1,758万6,000円。1項建設費、補正額、計ともに同額です。

4款予備費、補正額651万6,000円、計2,323万円。1項予備費、補正額、計ともに同額です。歳出合計、補正額300万円、計7億4,378万6,000円。

2 ページ目をごらんください。第2表地方債補正。変更、起債の目的、（下水道事業債）公共下水道事業。補正前、限度額5,190万円。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率年2%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により銀行、その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。補正後、限度額5,770万円。起債の方法、補正前に同じ。利率、補正前に同じ。償還の方法、補正前に同じ。

3 ページ目につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書については、割愛をさせていただきます。

4 ページ目をごらんください。2款1目下水道使用料ですけれども、当初の見込みよりも水道

料金の収入が増額見込みであるために、400万の補正を現年賦課分として増額をさせていただいております。

中段ですけども、3款1項1目下水道事業費国庫補助金の下水道建設事業費補助金につきましては、補助の内示の減額によりまして、680万円の減額を計上しております。

それと町債ですけども、その下の7款1項1目下水道建設事業債につきましては、取付管工事等の増により、580万円の増額を考慮しております。

次、5ページ目をごらんください。歳出です。1項3目のポンプ場管理費の光熱費として、電気代のほうの補正を28万5,000円させていただいております。それと5目雨水ポンプ場管理費、委託料としてNo.1ポンプ駆動ディーゼルエンジン分解整備委託料ですけども、74万6,000円、入札の執行残による減額としております。それと6目大新田第2排水ポンプ場、これにつきましても電気代の増額により、23万円の増を考慮しております。

2款1項1目の工事請負費ですけども、管渠布設工事ということで、取付管工事が今年度23か所の見込みであります。それに伴いまして、昨年より増となっておりますので、300万円の増額を考慮しております。2目の中央地区排水対策事業の委託費ですけども、委託業務の執行残に伴い、179万2,000円の減額を考慮しております。それと15節の工事請負費ですけども、これにつきましても入札の執行残による290万円の減額と考慮しております。

あと6ページをごらんください。2款1項の公有財産購入費ですけども、これも用地購入費としておりますけども、執行残による4万1,000円の減額となっております。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

8番。

8 番（須藤 敏規 君）

公共下水道は平成9年から始まるとんですが、当初は、区域はこれでいくというふうに私は認識しておったんですが、今のこの計画面積にしたなら、123haほど当初計画からずっと広げてあるんですけども、今後もこの区域を広げてまで、全てしていくようなお考えが町長にあるのか。

それとあと中央排水対策ということで、雨水の取り組まれたと思うんですけども、これについても、どのように雨水のとでやっていかれるのか。来年度以降で結構ですけども、全体的に手を広げていかれるのか、もう下水道の区域はここだけにして、ちゃんとあと老朽管の整備とか、そういう考えでいかれるのか。きりがいいもんですから、残ったところは合併浄化槽で推進するとか、そういう方策についてのお考えをお聞きしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

これはきのうやったですかね、質問があったと思いますけど、やはり雨水管、この区域を広げるというのは、なかなか今現在、難しいということで、難しくはないんですけど、後の維持管理がものすごくお金がかかるということ。それから国のほうも合併浄化槽のほうで奨励しているということもありますので、そこはよく考えて、やはり区域をなるべく広げないで、できるところは合併浄化槽を奨励してやっていきたいという考えでありますので、やはり将来的な整備の負担が多くなるわけですから、それをやらないように考えております。



それから中央地区の排水につきましては、まだ全体的に20トンやったですかね、20トンの計画をしておりますので、それがいつまで、ちょっと建設課長のほうがわかってると思うんですけど、それまでにそれを完成させて、全体的なものをやりたいということで考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山本 勝憲 君）

すいません、雨水のほうの中央対策のほうでございますけど、一応、今年度、大新田の第2排水機ポンプ場の増設の実施設計をしておりますので、来年度、再来年度にかけてポンプの増設をもう1基しまして、雨水の確率で、大体全部整備すれば80.9ミリでしたかね、排水できるという形になりますけど、幹線を整備してからという形に、中央海岸線の路線の整備をしてからこの数字になりますので、ポンプを整備すれば、確か70ミリ程度の、降水確率でいえば5年から7年程度だったと思いますけど、そういうような形で今回のポンプを31年度までに整備すれば可能ということで、今、計画をしているところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

前、中央海岸線とかの掘削とかいろいろで考えておりましたけど、そこら辺は今後、今ポンプ場を設置して、どうするのかというのは考えていかなきゃならないと思っていますので、とりあえずポンプ場をですね、ポンプを上げる計画がありますので、先ほど建設課長が言いましたように、それに沿ってやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（須藤 敏規 君）

なるべくということは、広めるということも考えておられるということですかね。もうここできちっと整理して、区域をもう、まあ来年予算のときにまたお尋ねしますけども。

あと1点は、御存じのように雨水と汚水については負担割合が違いますので、県の交付金とかそういうのをちゃんと区分けして整理なさっていらっしゃるのか、費用とか収入とか、お尋ねしたいです。汚水の交付金、いろいろ雨水、汚水の。始まるときに、私質問しとったと思うんですけど。経理をちゃんとしてあるかですね、区分けして。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか、建設課長。

建設課長（山本 勝憲 君）

汚水の費用と、今まで平成3年から汚水事業は進められておりまして、雨水のほうもうちよっと前だったかなと記憶しておりますけど、下水道事業で、雨水事業と汚水事業、いくら投資したかという部分については、分けて経理はしております。

かつ、雨水事業については皆さん御存じだと思いますけど、基本的には、公費負担というこ

とで、一般会計の費用で見るとというのが原則でございますので、そのような形で、将来的に企業会計にするような形になっておりますので、その辺はきちんと経理するという事で、今進めております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

はい、ほかに。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから、採決を行います。議案第69号 平成29年度佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第5 議案第70号 平成29年度佐々町水道事業会計補正予算（第3号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第5、議案第70号 平成29年度佐々町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。執行部の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第70号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

では予算書の1ページ目をごらんください。平成29年度水道事業会計予算説明書、収益的収入及び支出。収入、1款1項1目の給水収益、水道料金につきましては、今後の使用料見込み増加のために、700万円の増額を考えております。

2ページ目をごらんください。1款1項1目の原水及び浄水費、委託料の減額、364万9,000円につきましては、入札執行残による減額を考えております。2目の配水及び給水費、修繕料

につきましては、機器修繕費として100万円の増額を考えております。これにつきましては、当初100万ほど計上してございましたけども、機器の修繕でポンプ場の修理費がかさんでいるために、増額をお願いするものです。それとすいません、その上の委託料ですけれども、草刈り業務委託ということで、一部を職員が代行したために、11万6,000円の減額を考えております。

3ページ、資本的支出。1款1項固定資産購入費ということで、機械購入費及び車両購入費ということで、それぞれ減額の59万6,000円、18万円とありますけども、これはそれぞれ入札執行残による減額に伴うものです。

施設改良費としまして、工事請負費につきましての952万4,000円につきましても、5か所の工事につきまして入札の執行残が発生しておりますので、減額を考えております。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

2番。

2 番（浜野 亘 君）

すいません、なしって言われたんですけど、ちょっと教えていただきたいと思います。

1ページの、有収率についてなんですけど、平成27年の決算では93.71%で、平成28年度が漏水の関係で極端に下がって84.66というふうになったのをお聞きしとったんですけど、元に戻るかなと思ったんですが、87.4%っていうことは、漏水の期間が年度またがったとか、そういう理由なんでしょうか。そこを教えていただければと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

今、御指摘があった資料の1ページの有収率についてですけども、確かに一部はまたがっている部分もあるんですけど、大きな要因は、今回、県道佐世保鹿町江迎線の飲食店付近の橋梁に添架されている送水管より、8月ごろに漏水が発見されております。補修までに管径が300ミリと大きく、補修の場所というのも試掘をしたりとかして確認する作業に手間取っております。10月の末頃に補修が完了しております。

送水流量が、管が大きいために漏水の流量も多かったことに伴い、今現時点では見込みでいきますと、決算で先ほど言いましたように、84.6だったんですけども、大まかこの87.4%が見込まれるのではないかとということで、上げさせていただいております。

よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか。ほかに。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから、採決を行います。議案第70号 平成29年度佐々町水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。  
しばらく休憩いたします。

議会運営委員の方は、第1会議室のほうへ、よろしく願いいたします。

（10時43分 休憩）

（11時16分 再開）

## 議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に、町長から追加議案の申し出がっております。追加議案は6件です。

議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

議案の内容は、町長及び副町長の給与に関する条例等の一部改正の件です。職員の給与に関する条例の一部改正、平成29年度佐々町一般会計補正予算（第5号）、平成29年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第3号）、平成29年度佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、平成29年度佐々町水道事業会計補正予算（第4号）。

皆さんにお諮りします。執行の申し出のとおり、6件の議案を追加とすることに、異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。

議案第71号 町長及び副町長の給与に関する条例等の一部改正の件を日程に追加し、追加日程第1とします。

議案第72号 職員の給与に関する条例の一部改正の件を日程に追加し、追加日程第2と行います。

議案第73号 平成29年度佐々町一般会計補正予算（第5号）を日程に追加し、追加日程第3とします。

議案第74号 平成29年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第3号）を日程に追加し、追加日程第4とします。

議案第75号 平成29年度佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を日程に追加し、追加日程第5とします。

議案第76号 平成29年度佐々町水道事業会計補正予算（第4号）を日程に追加し、追加日程第6とします。

以上の6件を議題とすることに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

（11時19分 休憩）

（11時37分 再開）

— 追加日程第1 議案第71号 町長及び副町長の給与に関する条例等の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1、議案第71号 町長及び副町長の給与に関する条例等の一部改正の件を議題とします。執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第71号 朗読）

中身につきましては、総務課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

議案第71号の説明を行いたいと思います。

資料が1枚添付されていると思いますので、この資料に基づいて議案第71号の内容を説明したいと思います。

特別職の職員の給与に関する法律を一部改正する法律に伴い、本町の特別職及び議会議員の期末手当の支給率を現行の3.25月から0.05月引き上げ、3.30月分と改定いたします。

改定の内容でございますけれども、期末手当の12月分を1.70月から1.75月に改定いたします。それと、30年度以降につきましては、6月に1.575月、12月に1.725月というふうなことで改定を行いたいと考えております。

町長及び副町長の給与に関する条例等ということで、この中に、条建ていたしまして、6本の条例の改正を上げております。

それでは、議案1枚かがみをめくっていただきまして。

町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正する条例、第1条、町長及び副町長の給与に関する条例（昭和31年佐々町条例第12号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中、下線が引かれた部分（以下改正前部分という）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下改正後部分という）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

先ほど、資料で説明したところでございます。100分の170を100分の175に改定いたしております。

次のページをめくっていただきたいと思います。

第2条、佐々町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和31年佐々町条例第20号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下改正前部分という）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下改正後部分という）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない

場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

ここが、教育長の期末手当の部分でございます。内容は、1条と同じでございます。

めくって、次のページですけれども、第3条、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年佐々町条例第18号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下改正前部分という）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下改正後部分という）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

この3条では、議員さんの期末手当の分でございます。内容については、1条、2条と同じ100分の170を100分の175に変える部分でございます。

次のページをお願いいたします。

第4条、町長及び副町長の給与に関する条例（昭和31年佐々町条例第12号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下改正前部分という）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下改正後部分という）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

この分につきましては、先ほど資料で説明いたしましたように、30年度以降の6月期、12月期の期末手当の率をここに改定された率を書いております。6月期の100分の155が100分の157.5、12月期100分の175を100分の172.5に改正しております。

次のページをお願いいたします。

第5条、佐々町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和31年佐々町条例第20号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下改正前部分という）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下改正後部分という）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

これが教育長の期末手当の部分で、30年度以降の分でございます。

めくっていただきまして、第6条、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年佐々町条例第18号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下改正前部分という）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下改正後部分という）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

議会の議員の報酬、期末手当の率でございます。4条、5条と同じような内容になっております。

附則、施行期日、1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第4条、第5条、第6条の規定は平成30年4月1日から施行する。

2項、適用、この条例中、第1条の規定による改正後の町長及び副町長の給与に関する条例、第2条の規定による改正後の佐々町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例及び

第3条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、平成29年12月1日から適用する。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

3番。

3 番（永田 勝美 君）

今回の給与に関する条例の一部改正の件については、人事院勧告に鑑みというふうになっておりますが、いわゆる特別職職員及び議会議員の期末手当の支給率については、どういう基準でこの間やってこられたのかということについて。

今回の率の改定については、人事院勧告に基づくということではありますが、具体的にそういう率が示されているのかということを確認したいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

ただいまの質問ですけれども、国の特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に伴い、本町の部分の議会議員の期末手当の支給率を改定したということでございます。

期末手当等の率につきましては、この法律に伴い、改正を行っております。それと、特別職の方の報酬月額につきましては、報酬委員会を開催いたしまして、そこで決定しております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか。

（「なし。」の声あり）

ほかはないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第71号 町長及び副町長の給与に関する条例等の一部改正の件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議 長（淡田 邦夫 君）

追加日程第2、議案第72号 職員の給与に関する条例の一部改正の件を議題とします。  
執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第72号 朗読）

中身につきましては、総務課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

先ほど、議案第71号のときにごらんいただきました資料をまたお願いしたいと思います。

議案第72号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてということで、まず1番目に給料表の改定でございます。

実施時期は平成29年4月1日となっております。民間給与との格差を埋めるため、若年層に重点を置いた俸給表の水準を引き上げることとした人事院勧告の内容に準じて改定を行っております。

給料表の改定率でございますけれども、国と同じ0.2%でございます。

1級の初任給を1,000円引き上げ、若年層についても、同程度の改定をいたしております。

そのほかにつきましては、そのほかは、それぞれ400円の引き上げを基本に改定をしております。

医療職給料表、現業職給料表につきましても、行政職給料表1との均衡を基本に人事院勧告の内容に準じて改定を行っております。

次に、勤勉手当でございます。

平成29年12月期の支給割合を0.1月分引き上げて0.95月分とし、期末勤勉手当の支給率、年間4.40月に改定いたします。

現在、民間等の比較が、民間が4.42月でございますので、公務員が4.30月でございますので、0.1月引き上げることになっております。

それで、今回の改正につきましては、29年度におきましては、12月支給分につきまして、現行の0.85月を0.95月というふうなことで改正を行っております。

それと、30年度以降の6月期、12月期の支給月数を0.90月に改正しております。

裏面をお願いしたいと思います。

先ほどの特別職の報酬と、それと今回の一般職の部分の各会計における影響額をここで示しております。

一般会計におきましては、447万8,000円で、介護特会の繰り出し1万5,000円を含めまして449万3,000円の補正予算となっております。

介護会計につきましては10万円、下水道会計につきましては20万9,000円、水道会計につきましては、退職手当引当金の13万4,000円を入れまして48万2,000円、合計の526万9,000円となっております。

それと、今回附則の削除を行っております。（1）の経過措置の内容ということで、給与の



総合的な見直しが行われておりまして、給料表が引き下げられております。

そのときの改定後の俸給月額が改定適用日の前日の俸給月額に達しない場合ということは、給与が下がった場合ということでございまして、その差額を現給保障として支給するというところでございます。

括弧書きの55歳以上かつ6級以上の職員については、その差額に100分の98.5を乗じて得た額ということになっておりまして、②でございまして、55歳以上かつ6級以上の職員についての減額支給1.5%の減額なんですけれども、この期間を平成30年3月31日までとするということになっておりまして、本来、平成27年度に給料表が引き下げられたときに、この②の部分の1.5%のカットも加味されて引き下げられておりますので、本来であれば27年度に廃止してもよかったんですけれども、職員の減額になった人の現給保障を3年間するといった場合には、この適用を3年間ずらすということでございましたので、今回3年が経過することから、この附則を削除するというところでございます。

附則は、第8項から第11項までを削除するようにしております。

それでは、議案第72号をお願いいたします。

1枚めくっていただきまして、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第1条、職員の給与に関する条例（昭和46年佐々町条例第1号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下改正前部分という）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下改正後部分という）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

表、様式及び別表の改正、削除または追加。

次の表の改正前の欄の表中太線に囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下改正前表という）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下改正後表という）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

第22条の第2項なんですけれども、ここで、下線を引いている部分、条文の修正が見つかりましたので、この際、修正をさせていただいております。申し訳ございません。

修正部分「を加算した額」を挿入しております。

次のページをお願いいたします。

この部分で、先ほどの附則の部分の改正を行っております。それと、4項、「第21条第5項の」という引用条文につきまして、5項を4項に間違っておりましたので、この際、修正をさせていただいております。

この部分につきましては、先ほども言いましたように、資料で説明しましたように、55歳以上6級以上の職員に対する1.5%の減額分を、減額部分に対する給与部分に対する改正でございます。

それと、別表第1、第6条関係の行政職給料表をごらんのとおり改正しております。

8ページをお願いいたします。

## 議 長（淡田 邦夫 君）

課長、ちょっと。

まもなく、12時となりますけれども、全ての案件が終了するまで、時間を延長いたします。どうぞ。

総務課長。

**総務課長（川内野 勉 君）**

8 ページ、医療職給与表の1でございます。この給料表につきましてもごらんのとおり改正を行っております。

次に、13ページをお願いします。

医療職給料表の2でございます。これも、同様の改正を行っております。

次に、28ページをお願いいたします。

第2条、職員の給与に関する条例（昭和46年佐々町条例第1号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下改正前部分という）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下改正後部分という）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

表、様式及び別表の改正、削除または追加。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち、下線が引かれた部分（以下改正前表という）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下改正後表という）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

ここの部分で、21条の2項でございまして、「おいて」という言葉を削除しまして、「場合には」という言葉の語句の修正を行っております。

この部分につきましては、先ほど資料で説明したとおり、附則の削除に伴う語句の削除でございます。

めくっていただきまして、すいません、（1）につきましては、先ほどの職員の勤勉手当の率の改正でございます。その後、附則の8項から以下でございますが、資料で説明しましたとおり、附則の削除になっております。第8項から11項までを削除しております。

めくっていただきまして、33ページをお願いいたします。

附則、施行期日等、第1条、この条例中、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下改正後の給与条例という）の規定は、公布の日から施行する。第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2項、この条例中第1条の規定による改正後の給与条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。

第2条、給与の内払、前条第2項の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合において、改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

以上でございます。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

これから質疑を行います。

5番。

**5 番（阿部 豊 君）**

2点、職員の勤務労働条件に関する提案だと思います。労働組合との団体交渉が当然行われたと推察しますけれども、労使合意による提案であるものかの確認を1点。

2点目、人事院勧告に伴うということで、今回の人事院勧告につきましては、退職手当についての減額勧告がなされておりました。その取り扱いについて、どのようになされているか。

私自身、持論としては、下げるべきではないという考えを持っておりましたが、その取り扱いはどのようになるのかという点をお伺いしたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

まず、1点目の組合との合意はあったかという御質問につきましては、団体交渉も経まして、人事院勧告の部分につきましては、組合と合意をいたしております。

それと、2番目の退職手当の件でございますが、国も1月1日で実施しておりまして、地方公共団体にも同じような内容を、今、国のほうからは求められております。

この件につきましては、今度の組合との団体交渉の中で、まだ、継続交渉中でございますので、決定いたしましたら、また、議会に御報告したいというふうに思っております。

この退職手当につきましては、総合事務組合いわゆる町村会のほうで、条例をつくってやっておられますので、構成団体の首長さんの意見で決定するのではないかと思っておりますが、現在、本町におきましては、組合との交渉の継続交渉でございますので、そこをはっきりした段階で町の対応を決めていきたいというふうに思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんか。

（「なし。」の声あり）

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようでございます。討論を終わります。

これから、採決を行います。議案第72号 職員の給料に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

— 追加日程第3 議案第73号 平成29年度佐々町一般会計補正予算（第5号） —

— 追加日程第4 議案第74号 平成29年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第3号） —

— 追加日程第5 議案第75号 平成29年度佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） —

— 追加日程第6 議案第76号 平成29年度佐々町水道事業会計補正予算（第4号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

追加日程第3、議案第73号 平成29年度佐々町一般会計補正予算（第5号）、追加日程第4、議案第74号 平成29年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第3号）、追加日程第5、議案第75号 平成29年度佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、追加日程第6、議案第76号 平成29年度佐々町水道事業会計補正予算（第4号）。

お諮りいたします。ただいま、4議案について、関連がありますので、一括議題とすることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第73号から76号までの4議案は一括議題といたします。

町長がかがみの朗読を、各担当課から説明をお願いいたします。順次、そのように行います。町長。

**町 長（古庄 剛 君）**

（議案第73号 朗読）

中身につきましては、企画財政課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

企画財政課長。

**企画財政課長（今道 晋次 君）**

ページをめくっていただきまして、1ページになります。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入、歳入合計、補正額ゼロ、計61億1,877万3,000円。

次のページになります。歳出、1款議会費、補正額30万2,000円、計8,170万円。1項議会費、補正額計同額でございます。2款総務費、補正額150万9,000円、計6億4,788万円。1項総務管理費、補正額107万円、計5億2,016万4,000円。2項徴税費、補正額34万5,000円、計7,027万1,000円。3項戸籍住民基本台帳費、補正額9万4,000円、計2,727万6,000円。

3款民生費、補正額71万1,000円、計18億8,006万8,000円。1項社会福祉費、補正額45万4,000円、計7億1,173万4,000円。2項児童福祉費、補正額25万7,000円、計11億6,813万4,000円。

4款衛生費、補正額66万9,000円、計6億8,404万7,000円。1項保健衛生費、補正額51万4,000円、計3億7,684万円。2項清掃費、補正額15万5,000円、計3億63万1,000円。

6款農林水産業費、補正額27万1,000円、計1億8,188万1,000円。1項農業費、補正額27万1,000円、計1億7,376万2,000円。

7款商工費、補正額4万3,000円、計2,917万7,000円。1項商工費、補正額、計ともに同額です。

8款土木費、補正額49万6,000円、計9億3,108万1,000円。1項土木管理費、補正額44万6,000円、計7,117万9,000円。6項住宅費、補正額5万円、計1億3,799万円。

10款教育費、補正額49万2,000円、計5億1,343万3,000円。1項教育総務費、補正額20万9,000円、計8,269万1,000円。2項小学校費、補正額4万7,000円、計1億3,100万7,000円。

4項幼稚園費、補正額10万4,000円、計8,243万4,000円。5項社会教育費、補正額13万2,000円、

計1億1,164万8,000円。

すいません、ページめくっていただきまして、3ページになります。

14款予備費、補正額減額449万3,000円、計2,613万9,000円。1項予備費、補正額、計ともに同額です。

歳出合計、補正額ゼロ、計61億1,877万3,000円。

以上でございます。

あと、4ページ以下、事項別明細がありますけれども、詳細については、総務課長のほうより御説明をいただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

すいません、15ページの給与費明細書をお願いします。

先ほどの資料に上がっています数字でございますが、特別職の分につきましては、期末手当分の25万9,000円に共済費1万8,000円を加えまして、27万7,000円の補正でございます。

16ページの一般職分でございます。給与69万2,000円、職員手当288万2,000円、合計の357万4,000円に共済費62万7,000円を加えました、420万1,000円を補正しております。

8ページをお願いしたいと思います。繰出金ということで一般会計のほうから介護保険特別会計へ繰り出しを1万5,000円しております。

以上、総額の449万3,000円を予備費で調整しております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

追加日程第4、議案第74号 平成29年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第74号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（藤永 大治 君）

1ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正（保険事業勘定）歳入、3款国庫支出金、補正額3万1,000円、計2億4,423万円。2項国庫補助金、補正額3万1,000円、計6,532万6,000円。

4款支払基金交付金、補正額1万4,000円、計2億9,389万9,000円。1項支払基金交付金、補正額、計とも同額です。

5款県支出金、補正額1万5,000円、計1億6,145万5,000円、2項県補助金、補正額1万

5,000円、計650万5,000円。

6 款繰入金、補正額 1 万5,000円、計 1 億5,414万1,000円、1 項一般会計繰入金補正額 1 万5,000円、計 1 億5,414万円。

歳入合計、補正額 7 万5,000円、計11億6,896万6,000円。

歳出、5 款地域支援事業費、補正額10万円、計4,182万6,000円。2 項一般介護予防事業費、補正額 4 万9,000円、計961万円。3 項包括的支援事業・任意事業費、補正額 5 万1,000円、計 2,008万2,000円。

8 款予備費、補正額減額 2 万5,000円、計1,867万1,000円。1 項予備費、補正額、計とも同額でございます。

歳出合計、補正額 7 万5,000円、計11億6,896万6,000円。

歳入につきましては、それぞれの負担割合に応じまして、計上をしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

追加日程第5、議案第75号 平成29年度佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、執行の説明を求めます。

町長。

**町 長（古庄 剛 君）**

（議案第75号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

水道課長。

**水道課長（橋川 貴月 君）**

1 ページをごらんください。第1表歳入歳出予算補正、歳入、補正額ゼロ、7 億4,378万6,000円。歳出、補正額、建設費20万9,000円、計 1 億1,779万5,000円。1 項建設費、補正額、計ともに同額です。

4 款予備費、補正額、減額の20万9,000円、合計の2,302万1,000円、1 項予備費、補正額、計ともに同額です。

歳出合計、補正額ゼロ、計 7 億4,378万6,000円です。

歳出のほうですけれども、3 ページをごらんいただきたいと思います。一般職員 4 名分の補正を行っております。よろしくお願いいたします。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

追加日程第6、議案第76号 平成29年度佐々町水道事業会計補正予算（第4号）について、執行の説明を求めます。

町長。

**町 長（古庄 剛 君）**

（議案第76号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

予算書の1ページをごらんください。1款1項4目補正額61万6,000円ということで職員給与5名分の補正をしております。よろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

執行の説明が終わりました。

追加日程第3、議案第73号 平成29年度佐々町一般会計補正予算（第5号）について、これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑はないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第73号 平成29年度佐々町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

追加日程第4、議案第74号 平成29年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから、採決を行います。議案第74号 平成29年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

追加日程第5、議案第75号 平成29年度佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。  
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。  
これから採決を行います。

議案第75号 平成29年度佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

追加日程第6、議案第76号 平成29年度佐々町水道事業会計補正予算（第4号）について、これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。  
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。  
これから採決を行います。

議案第76号 平成29年度佐々町水道事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

## — 日程第6 閉会中の所管事務調査 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第6、閉会中の所管事務調査に入ります。

閉会中の所管事務調査について、会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配付いたしております案件について調査の申し出がっております。



お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中の所管事務調査を行うことに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、別紙委員長の申し出のとおり、閉会中の所管事務調査を行うことを決定されました。

以上で、平成29年12月本定例会に付された案件は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長より挨拶を受けたいと思います。

**町 長（古庄 剛 君）**

それでは、一言お礼を申し上げたいと思います。

平成29年度の12月の佐々町定例会ということで、第4回の定例会を開催いたしましたところ、皆様方に大変お忙しい中に全員御出席をいただきまして、まことにありがとうございました。

また、全議案について認定をいただきました。いろいろな御指摘を受け、決算書等の御指摘も受けました、これについては、十分庁舎内で検討しながら、こういうことがないように、今後とも十分注意をしながらやっていかなければならないと思っていますので、よろしく願い申し上げます。

また、あと10日あまりで新しい年になるわけでございます。皆様方には、御健康で御家族様ともども、新しい年を迎えられますように、また、風邪をひかないようにということで、心からお願申し上げます、簡単粗辞でございますけど、御挨拶に変えさせていただきます。本日は、まことにありがとうございました。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

私から一言、お礼を申し上げます。12月の定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

12月の19日から3日間にわたりまして提案された議案について、終始熱心に審議をいただき本日をもって、全ての議案を終え、無事に閉会の運びとなりましたことを皆様方の御協力に対して厚く御礼を申し上げます。

今回の定例会は決算認定の件で、委員長報告に対する質疑応答を行いました。これも議会改革の一つだと思っております。

私ごとでまことに申し訳ございませんが、6月30日に議長の職を仰せつかり、今回で3度目の本会議を行う、議員の皆様方、執行の皆様方に大変御迷惑をかけたということで思っております。皆様方の御協力より、無事大役を果たすことができお礼を申し上げます。

今定例会におきまして、成立いたしました諸議案の執行に当たりましては、各議員の意見を十分に尊重し、向上をさらに進めて、熱意と努力をされますよう執行のほうに強く希望をいたしております。

本年もいよいよ押し迫ってまいりました。多少、早いようでございますけども、皆様方には、無事年を越され、御多幸な新年を迎えられますようお祈り申し上げます、閉会の挨拶といたします。お疲れさまでした。

以上で、平成29年12月第4回佐々町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（12時28分 閉会）